投資信託の留意事項

目次

１．投資信託の主なリスク 2
２．投資信託の費用 3
３．投資信託の分配金に関する説明 4
４．特定口座 7
５．NISA についての留意事項 7
６．購入時 11
７．解約時 12
８．FATCA について 12
９．AEOI について 12
１０．外国 PEPs について 13
１１．投信積立サービス 13
１２．投資性金融資産比率 14

１．投資信託の主なリスク

投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本の保証はありません。
投資信託取得の申込みにあたっては契約締結前交付書面（目論見書および目論見書補完書面）を必ずご覧ください。

● 価格変動リスク
投資信託に組み入れている株式や債券などの価格が変動する可能性のことです。
株式や債券に投資するファンドは、株価や債券価格が上昇した場合、また、不動産投資信託（REIT）に投資するファンドは、不動産価格の上昇および当該不動産による賃料収入等が増加した場合、基準価額が上がる要因となります。

● 金利変動リスク
金利が変動する可能性のことです。
一般的に金利が上昇した場合、債券価格は下落し、基準価額が下がる要因となります。
一般的に金利が下落した場合、債券価格は上昇し、基準価額が上がる要因となります。

● 為替変動リスク
為替レートが変動する可能性のことです。
組入外貨資産について、一般的に外国為替相場が対円で下落（＝円高）した場合、基準価額が下がる要因となります。
組入外貨資産について、一般的に外国為替相場が対円で上昇（＝円安）した場合、基準価額が上がる要因となります。

● 信用リスク
債券などの発行体が、あらかじめ決められた条件どおりに利子や元金を支払うことができなくなる可能性のことです。
組み入れている株式・債券・短期金融資産等の発行体が経営不安、倒産に陥った場合、また、不動産投資信託（REIT）が収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、基準価額が下がる要因となります。

● カントリーリスク
新興国の株式や債券などに投資する場合において、各国の政治・経済・社会などの不安定性に起因して、資産価値が下落する可能性のことです。
新興国においては、通貨や経済の状況が先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化が為替市場や債券市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も為替市場や債券市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

２．投資信託の費用

投資信託には以下のとおり費用がかかります。
詳しくは各商品の目論見書および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。

【購入時】

● 申込手数料

申込金額、申込口数に応じ、最大 3.3%（消費税込）

【保有期間中】

● 信託報酬

信託財産の純資産総額に対して、最大年率 2.002%（消費税込）

● 信託財産から支払われるもの

・信託事務の処理に要する費用
・監査報酬
・有価証券などの売買にかかる手数料
・外貨建資産の保管に要する費用 など

受託銀行の立て替えた立替金の利息、借入金の利息がかかる場合は、当該費用が信託財産から支払われます。

（信託財産から支払われるものについては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。）

【解約時】

● **信託財産留保額**

換金申込日（海外資産を含む商品の場合は換金申込日の翌営業日）の基準価額に対して、最大 0.4%

３．投資信託の分配金に関する説明

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

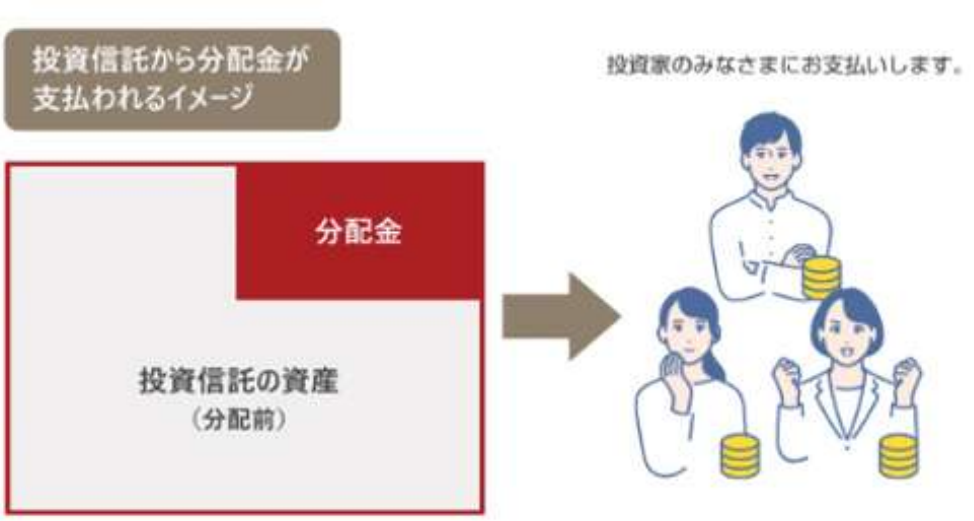

分配金は、計算期間中に発生した収益（後述[1]及び[2]）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

● 分配金と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

[1]配当等収益（経費控除後）

[2]有価証券売買益・評価益（経費控除後）

[3]分配準備積立金

[4]収益調整金

分配準備積立金：

上記[1]・[2]のうち、当期の分配金に充当されなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保し積み立てられ、次期以降の分配金に充当できる分配対象額となります。

収益調整金：

追加型投資信託において、追加設定により、既存受益者への分配可能額が減らないよう調整する（公平性を保つ）ために設けられているものです。（追加信託の際、追加設定した価額から元本を差し引いた差額分）

● **計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合**

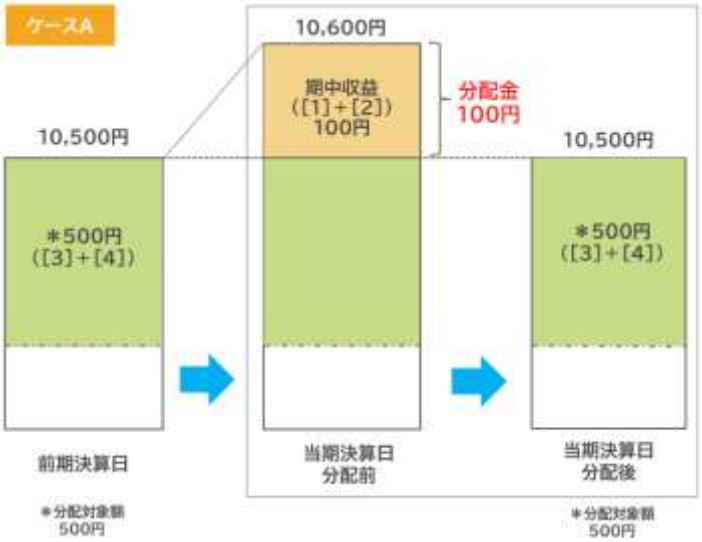

● **計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合**

〈前期決算日から基準価額が上昇した場合〉

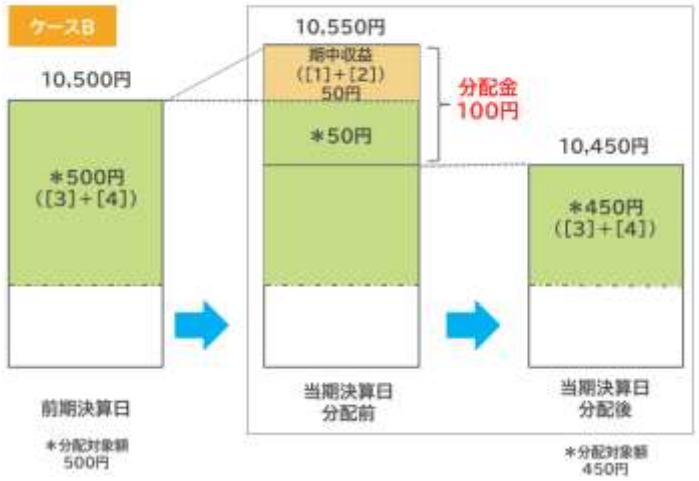

〈前期決算日から基準価額が下落した場合〉

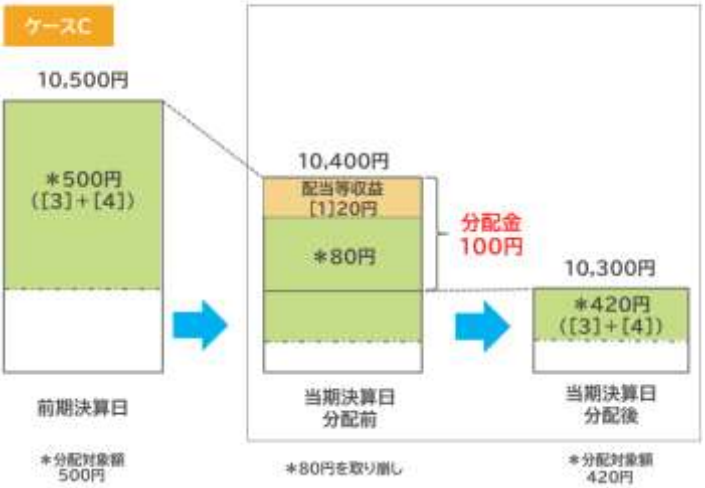

（投資信託の損益）
ケースＡ：分配金受取額 100 円＋当期決算日と前期決算日との基準価額との差 0 円＝100 円
ケースＢ：分配金受取額 100 円＋当期決算日と前期決算日との基準価額との差▲50 円＝50 円
ケースＣ：分配金受取額 100 円＋当期決算日と前期決算日との基準価額との差▲200 円＝▲100 円

A、B、C のケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

● 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

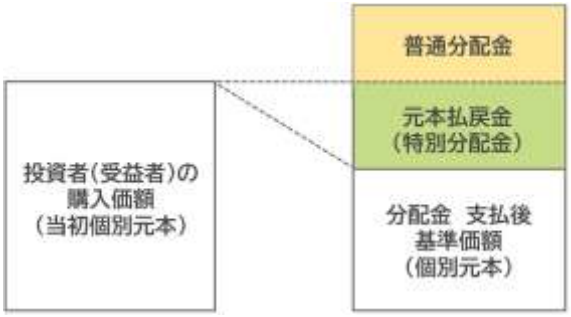

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

● 分配金の全部が元本の全部払戻しに相当する場合

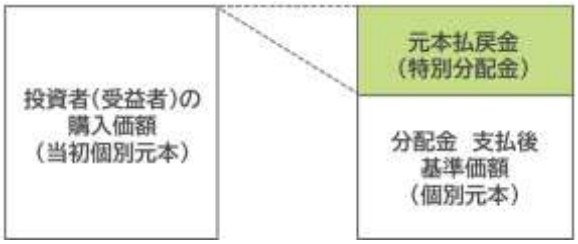

普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンド購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

４．特定口座

特定口座を利用すると、第一生命が口座内の投資信託の譲渡損益を計算するので、確定申告が簡易に行えます。
「源泉徴収」ありを選ぶと、第一生命が納税も行うため、確定申告をしなくてもよくなります。

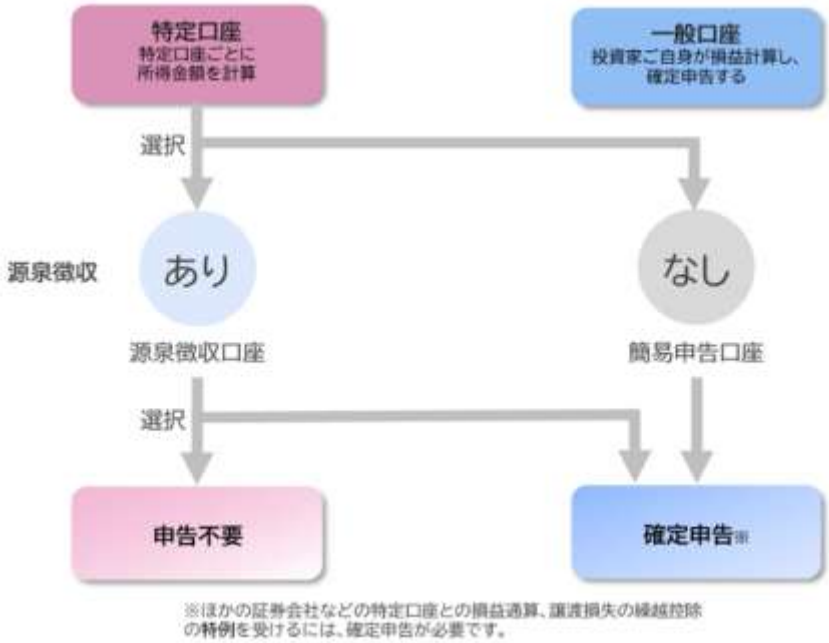

５．NISA についての留意事項

１．NISA とは

投資信託や株式などの運用で得られた利益が非課税になる制度です。通常、運用益には約 20％の税金がかかりますが、NISA 口座を利用すると非課税で受け取ることができます。

２．NISA 制度の主な制度上のご留意事項

（1）非課税口座の開設制限

NISA 口座は、同一年において１人１口座（１金融機関）のみの開設となります(金融機関等を変更した場合を除きます)。複数の金融機関で重複して NISA 口座をお申し込みの場合、当社に NISA 口座を開設できない可能性や、口座開設が円滑に進まない可能性があります。
所定のお手続きにより金融機関の変更が可能ですが、既に NISA 口座内にて金融商品を購入されていた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。また、NISA 口座内に保有されている商品を他の金融機関に移管することはできません。
18 歳未満の NISA 口座（その年１月１日において 17 歳である年までの非課税口座および特定課税未成年者口座のことを指します。以下同じ。）については、同一年に限らず、１人１口座（１金融機関）のみの開設となります。金融機関の変更はできず、他の金融機関で利用する場合には、現在の 18 歳未満の NISA

口座を廃止したうえで、新たに口座を開設していただく必要があります。

（2）第一生命の取扱金融商品

第一生命では、NISA の対象となる金融商品のうち、公募株式投資信託のみを取扱っています。上場株式・上場 REIT・ETF 等のお取扱いはございませんのであらかじめご了承ください。

（3）譲渡損のお取扱い

NISA 口座では、非課税投資枠の範囲で購入した投資信託から発生する普通分配金や譲渡益は全て非課税扱いとなりますが、譲渡損が発生した場合には、損失がないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の配当や譲渡益との損益通算ができません。また、NISA 口座から投資信託等が払い出しされるときには、払出日の時価が取得価額となり、払出しの時点で価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価との差額による損失はないものとされます。なお、投資信託において支払われる分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は非課税であり、NISA 口座のメリットを享受できません。

（4）年間投資枠と非課税保有限度額の設定

NISA 口座の非課税投資枠は、年間投資枠(つみたて投資枠 120 万円（18 歳未満の NISA 口座 60 万円）/成長投資枠 240 万円（18 歳未満の NISA 口座 0 円）)と非課税保有限度額(成長投資枠・つみたて投資枠合わせて 1800 万円（18 歳未満の NISA 口座 600 万円）/うち成長投資枠 1200 万円（18 歳未満の NISA 口座 0 円)の範囲内で購入した投資信託から発生する普通分配金や譲渡益が全て非課税となります。また、非課税保有限度額については、NISA 口座内の投資信託を売却した場合、売却した投資信託で使用していた非課税保有限度額の分だけ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用ができます。

2026 年以降は、原則 1 年に 1 回、前年末時点での特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額を通知いたします（1 月 1 日において 18 歳以上のお客さまに限ります)。

なお、当社では分配金再投資を NISA 口座へ受け入れるお取扱いはいたしません。

（5）信託報酬等の概算値の通知

買付けいただいた投資信託の運用管理費用（信託報酬）等の概算値を、原則 1 年に 1 回、通知いたします。

（6）出国時のお取扱い

出国により非居住者となる場合には、原則、出国前に「出国届出書」をご提出いただくことにより、NISA 口座は廃止され、NISA 口座内の投資信託は課税口座に移管されます。 ただし、給与等の支払いをする者からの転任の命令（18 歳未満の NISA 口座の場合、本人を扶養する親族に係る転任の命令を含みます）その他これに準ずるやむを得ない事由に基因して、一時的に出国する場合には、出国前に「継続適用届出書」をご提出いただくことにより、NISA 口座内で投資信託を継続保有することが可能となります。その場合、「継続適用届出書」をご提出いただいた日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日まで投資信託からの分配金等が非課税となります。

出国前に「継続適用届出書」をご提出いただいた場合は、帰国後に「帰国届出書」をご提出いただくことにより、NISA 口座でのお取引を再開することができます。なお、出国してから 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに「帰国届出書」のご提出がない場合は、同日において非課税口座廃止届出書がご提出されたものとみなされ、NISA 口座が廃止され、NISA 口座内の投資信託は課税口座へ移管されます。出国期間中は、NISA 口座において投資信託の買付けを行うことができません。ただし、保有商品の売却および分配金の受入れは、引き続き非課税で行うことができます。また、国外転出をする場合の譲渡

所得等の特例の対象となる場合は、本特例措置の適用を受けることができません。

（7）ご利用者のお名前・ご住所の確認

NISA 口座を開設いただいたお客さまのお名前・ご住所等の登録情報について、定期的に確認させていただきます。転居や死亡等によりお届け事項に変更が生じた場合には、「非課税口座異動届出書」、「非課税口座開設者死亡届出書」や「出国届出書」等をご提出いただく必要がございます。確認ができない場合には、確認が完了するまでの間、NISA 口座での新規買付（積立買付による買付けを含みます）を停止させていただく場合があります。また、お客さまが死亡された場合や出国により非居住者となられた場合など、NISA 資格を喪失していることが判明したときは、NISA 口座の廃止、保有する投資信託の課税口座への払出しおよび遡及課税が行われる場合があります。

3．18 歳未満の NISA 口座ご利用にあたってのご留意事項

（1）非課税口座の開設制限

18 歳未満の NISA 口座の開設にあたっては、課税口座（特定口座または一般口座）の開設と、MRF 契約が必要となりますが、その年の 3 月 31 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日までは当該口座での取引はできません。また、分配金は再投資されず受取となります。分配金および換金代金等は、法令上の払出し制限の対象となる資金として、当社において預り金として管理します。

（2）払出し制限

18 歳未満の NISA 口座および預り金にある資産については、原則として、その年の 3 月 31 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日までは払出しを行うことができません。契約不履行等事由による払出しがあった場合は、18 歳未満の NISA 口座が廃止され、それまで非課税とされた分配金および譲渡益について遡及課税される場合があります。

なお、災害、疾病等のやむを得ない事由がある場合には、非課税で払出しを行うことができます。その場合は、18 歳未満の NISA 口座は廃止となります。また、その年の 3 月 31 日時点で 12 歳である年以降に、本人の教育費または生活費に充てることを目的とした払出しについては、本人の同意、払出し資金の使途および本人のために使用されることを書面により確認させていただくことにより、非課税で払出しを行うことができます。

（3）払出しのお手続き

18 歳未満の NISA 口座内の資産は本人に帰属しますが、未成年期間中の払出しについては、法定代理人がお手続きを行う必要があります。

（4）資金について

18 歳未満の NISA 口座において投資に使用する資金および払出しを行う資金は、本人に帰属するものに限られます。祖父母や親権者等から提供を受けた資金を利用する場合は、あらかじめ本人に贈与された資金である必要があり、祖父母や親権者等に帰属する資金を利用することはできません。払出した資金を本人以外が使用した場合や、本人に帰属しない資金により投資が行われた場合には、所得税や贈与税等の課税上の問題が生じる可能性があります。

（5）運用管理者およびお取引について

18 歳未満の NISA 口座における運用管理者は、本人の法定代理人に限ります。未成年期間中は本人に代わり、運用管理者が取引を行います。未成年者本人からの注文は受付できません。

（6）18 歳到達後のお取扱い

本人がその年 1 月 1 日において 18 歳の年を迎えると、18 歳未満の NISA 口座は成人後の NISA 口座へ自動的に移行し、以後は成人後の NISA 制度に基づき取引いただきます。本人が 18 歳以降に初めてお取引等を行うまでの間において、本人の適合性を確認させていただきます。

また、18 歳に達している場合であっても、次の 1 月 1 日を迎えるまでは、18 歳未満の NISA 口座として取り扱われ、課税口座での取引はできません。

ただし、その年の 1 月 1 日において 17 歳であり 3 月 31 日において 18 歳となる場合、払出し制限が解除され、課税口座で取引いただけますが、本人が未成年の間は法定代理人による手続きが必要となります。

当該年中は引き続き 18 歳未満の NISA 口座であるため、非課税口座においては、つみたて投資枠での定期かつ継続的な方法による買付のみ取引いただけます。成長投資枠の取引はできません。

（7）18 歳未満の NISA 口座に係る残高通知と成人後の NISA 口座への移行時の通知

本人が 12 歳に達した後は、本人に対して口座残高を通知いたします。また、成人後の NISA 口座へ移行する際には、本人に対して口座残高および口座移行に関するお知らせを通知いたします。

4．成長投資枠ご利用にあたってのご留意事項

対象商品は、NISA 制度の目的(安定的な資産形成)に適したものに限られ、信託期間 20 年未満またはデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等もしくは毎月分配型の投資信託は除外されております。

5．つみたて投資枠ご利用にあたってのご留意事項

（1）買付方法

つみたて投資枠での買付を行う場合、積立契約（累積投資契約）の締結が必要となり、当該契約に基づき、定期かつ継続的な方法により対象商品の買付が行われます。

（2）対象商品について

長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。

（3）NISA 口座の開設申込みから買付までの流れ

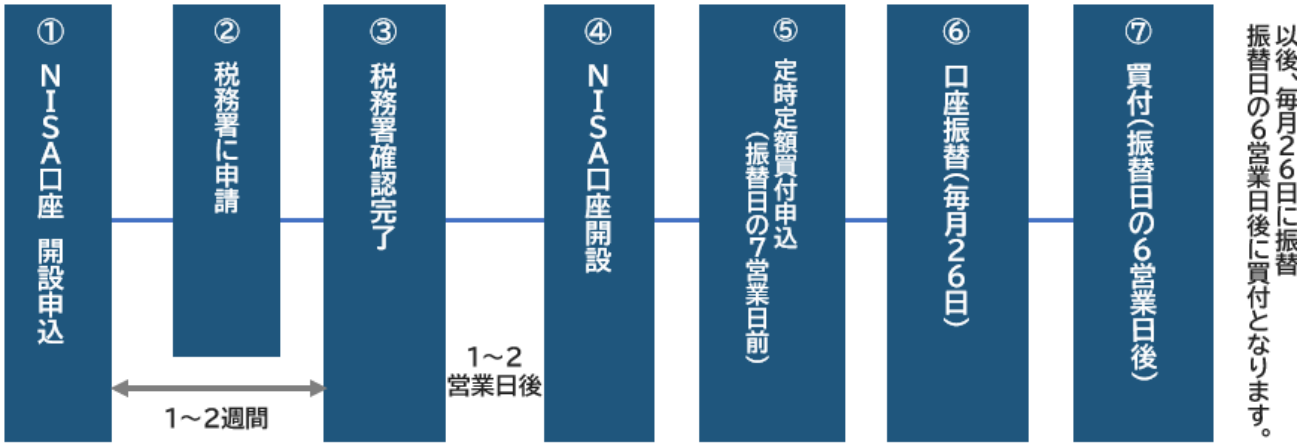

①	「非課税口座開設届出書」が必要となります。投信積立サービスをご希望のお客さまは別途、当社お取引サイトから振替金融機関を指定していただくことによる登録、または書面にて「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の提出により振替金融機関を登録いただくことが必要となります。
⑤⑥⑦	毎月振替日（毎月 26 日）の 7 営業日前が締切りとなり、買付代金を振替後、振替日の 6 営業日後に買付となります。

※口座振替日（毎月 26 日）については、休日の場合は翌営業日の取扱になります。

※つみたて－振替金融機関口座登録の画面による申込みの場合は口座振替日の 8 営業日前、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を提出いただき、口座振替日の 48 日前（休業日の場合は前営業日）までに当社が受付することが必要となります。

※「非課税口座開設届出書」は課税口座を開設後、NISA 口座を追加で開設される場合に必要となります。

6．購入時

・投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。
・投資信託取得の申込みにあたっては、目論見書および目論見書補完書面等の内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
・投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本の保証はありません。
・過去の運用実績は、将来の運用成果を約束するものではありません。
・投資信託は、保険契約・預金等ではありません。
・投資信託は、保険契約者保護機構・預金保険機構の保護の対象ではありません。
・第一生命でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適

用はありません。
・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
・海外休業日等により、当社営業日であっても、購入できない場合があります。
詳しくは当該商品の目論見書を必ずご覧ください。
・当社は、投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
・投資信託の受益権口数が、10 億口を下回ることとなった場合など、当該投資信託の運用を終了し繰上償還を行うことがあります。

7．解約時

・解約代金は、申込日、申込日の翌営業日または申込日の翌々営業日の解約価額を基に算出します。
・海外休業日等により、当社営業日であっても、解約できない場合があります。
詳しくは当該商品の目論見書を必ずご覧ください。
・クローズド期間（解約禁止期間）のある投資信託については、原則として当該期間中の解約注文はお受けできません。

8．FATCA について

以下のお客さまが米国納税者に該当します。
・米国市民（米国籍保有者）
・米国居住者※
※一般的に、「当年の米国滞在日数が 31 日以上」であり、かつ「直近 3 年間の米国滞在日数の合計が 183 日以上」の方をいいます。直近 3 年間の米国滞在日数は、「当年の滞在日数」「前年の滞在日数の 3 分の 1 の日数」および「前々年の滞在日数の 6 分の 1 の日数」の合計となります。
永住権所有者は米国居住者に含まれます。
なお、口座名義人が所定の米国納税義務者である場合は、「米国の外国口座税務コンプライアンス法に関する自己宣誓書類兼情報開示の同意書」を提出いただきます。
（注意）当該書類を提出いただけない場合、米国内国歳入庁（IRS）の要請に基づき、国税庁より投資信託口座に係る情報等が非協力口座として IRS へ報告されます。

9．AEOI について

「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」のことで、国際的な脱税行為や租税回避行為に対処するため、非居住者の口座情報等を国際ルールに基づき各国の税務当局間で交換する制度です。
「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づき、お客さ

まの氏名・住所（名称・所在地）、税法上の居住地国※等を記載した届出書を、提出いただくことがお客さまに義務づけられております。
また、第一生命は一定のお客さまの情報を国税庁に報告することが義務付けられていることをご承知おき下さい。
各項目について確認いただき、後日送付する書類に記入いただきますようお願いいたします。
なお、書面に記入いただけない場合、口座開設ができない場合がございます。
口座名義人の税法上の居住地国（納税義務国）が日本以外にも該当する場合は、追加で書類を提出いただきます。
※税務上、居住者として所得税または法人税に相当する税を納める必要がある国をいいます。

１０．外国 PEPs について

● 以下のお客さまが外国 PEPs（Politically Exposed Persons）に該当します。
・外国において特に重要かつ公的な機能を任せられている、または任せられていた個人およびその家族
　例）国家元首、首相、高位の政治家、政府高官、司法当局者、軍当局者、国家企業の上級役員等
● 以下の方がその家族に該当します。
・配偶者（事実婚含む）、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母および子
● 口座名義人またはその家族が外国 PEPs に該当する場合は、追加で本人確認書類を提出いただく場合があります。

１１．投信積立サービス

投信積立サービスとはご指定の投資信託をご指定のタイミングに、一定の金額で自動的に購入するサービスです。マーケットに左右されず指定した投資信託を毎月一定金額ずつ購入するため、基準価額が高いときは購入する口数は少なく、基準価額が低いときは購入する口数は多くなります。そのため、平均購入価額を長期的に引下げることが期待でき、「時間分散によるリスク分散」に適したサービスです。
なお、第一生命の投信積立サービスをご利用いただく際には、お客さまご自身でお取引サイトより振替金融機関口座をご指定いただくか、書面での「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の提出が必要となりますのでご留意ください。

１２．投資性金融資産比率

投資性金融資産比率とは、お客さまの金融資産（現金、預金や有価証券の総額（不動産は除く））に占める投資性金融資産（株式、MRF を除く投資信託、変額保険・変額個人年金保険、外貨建の保険、市場価格の調整を利用した保険の合計）の割合のことを指すものです。当社では下図の通り、お客さまの金融資産に対しての投資性金融資産比率を設定しております。投資信託の買付を行う際、当該比率の上限を超過する場合、買付のお取扱が制限されますのでご留意ください。

お客さまの金融資産額に応じて、第一生命にてご提案できる投資性金融資産比率は以下となります

①金融資産額	③金融資産に対する投資性金融資産の比率の上限
1,000万円未満	40%まで
1,000万円以上	50%まで

※申込時点でご契約年齢70歳以上、かつ金融資産額300万円未満の場合、上記に関わらずお取り扱いすることができません。
※金融資産額が1億円以上の場合、上記比率は適用されません。

金融資産とは

現金・預金・有価証券などの形で保有する資産をいいます。なお、不動産は含みません。

投資性金融資産とは

金融資産のうち、「株式」や「投資信託（MRF を除く）」「変額保険・変額年金保険」「外貨建の保険」「市場価格調整を利用した保険」などの商品をいいます。

※預貯金とは異なり、値上がりや利益の分配などを通じて、利益を得る目的で利用される商品です。投資性商品には、「信用リスク」「価格変動リスク」「為替変動リスク」等により、損失が発生する可能性がある商品であり、商品により生じるリスクが変わります。また、そのリスクはお客さま個人が負います。

投資信託購入時の投資性金融資産比率の考え方

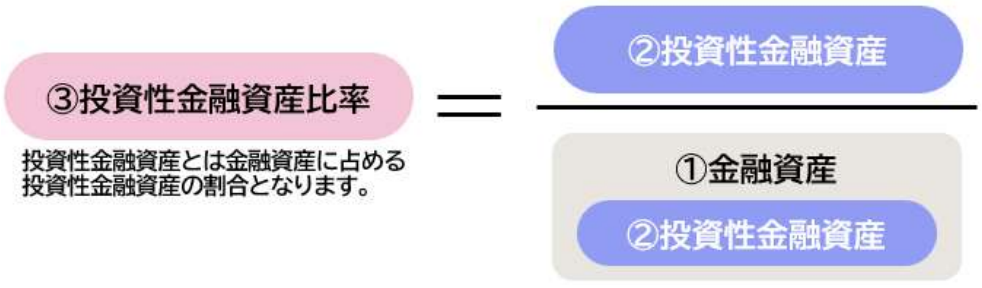

●当社では、お客さまの個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用します。（ア）投資信託の取引に関する業務、各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い （イ）関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 （ウ）当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 （エ）その他保険に関連・付随する業務 ※各種商品・サービスの詳細は、当社ホームページ（https://www.dai-ichi-life.co.jp/）でご覧いただけます。
また金融商品取引業等に関する内閣府令により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用、第三者提供いたしません。

●当資料は、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

●当資料は、当資料の作成者が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について保証するものではありません。また掲載データはあくまで過去の実績であり、将来の運用実績を保証するものではありません。

●当資料における内容はあくまでも作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。変更された場合には変更後のお取り扱い内容が適用されますのでご注意ください。

●目論見書及び目論見書補完書面のご請求は、第一生命投信コールセンター0120-443-874 までお問合せください。

●証券外務員登録を行っていない担当者は、投資信託の商品説明や資料の手交等の販売行為は禁止されています。

商号等/第一生命保険株式会社
登録金融機関 関東財務局長（登金）第 657 号
加入協会/日本証券業協会
一般社団法人資産運用業協会

投登（広）U26-219-0087（2026.11.25）